

参考資料 関係様式

	名称	作成者
建築基準法手続 関係様式	第一次建築制限区域の指定について（申出）	市町村
	第一次建築制限区域の指定について（通知）	県
	建築制限区域指定の告示	県
	第一次建築制限区域の指定（周知文）	県
	建築制限区域の指定（現地標識）	市町村
被災市街地復興 推進地域都市計 画手続関係様式	被災市街地復興推進地域の都市計画決定について （事前協議）	市町村
	被災市街地復興推進地域の都市計画決定について （回答）（事前協議）	県
	被災市街地復興推進地域の都市計画決定について （協議）	市町村
	被災市街地復興推進地域の都市計画決定の協議申 出に係る提出資料について（事前協議と資料が変 わらない場合）	市町村
	被災市街地復興推進地域の都市計画決定について （回答）	県
	被災市街地復興推進地域の都市計画決定の同意	県
	被災市街地復興推進地域計画書	市町村

申出（市町村 → 県）

〇〇第〇〇号
平成 年 月 日

徳島県知事 殿

〇〇市町村長

第一次建築制限区域の指定について（申出）

建築基準法第 84 条第 1 項に基づく第一次建築制限区域について、下記のとおり案を作成しましたので申し出ます。

記

1 建築制限区域

名称	位置	面積
〇〇地区	〇〇市〇〇町〇〇丁目、〇〇丁目、 〇〇町〇〇丁目	約〇〇 ha
△△地区	△△市△△町△△丁目、△△丁目	約△△ ha

（区域は計画図表示のとおり）

2 建築制限の内容

建築制限区域内においては、建築物の建築（新築、増築、改築及び移転）をしてはならない。

ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

- （1）通常管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの
 - ア 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する付属建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）
 - イ 現に農林漁業を営む者のための物置、作業小屋その他これらに類する建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）（床面積 90 m²以下）
- （2）非常災害のため必要な応急措置として行うもの
- （3）国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行うもの
- （4）停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- （5）工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- （6）その他、区域内の市町村の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事（指定者名）が認める建築物

3 被害状況（平成 年 月 日 現在）

全壊・全焼の合計棟数 〇〇 棟
（被災前建築物総棟数 〇〇 棟）

4 想定する整備手法

〇〇地区：土地区画整理事業
△△地区：市街地再開発事業

注1）「位置」は、丁目または字まで記載する。「計画図」は、縮尺 1/2,500 以上の都市計画図を用いる。
注2）「面積」は、10ha 以上は 1ha 単位、10ha 未満は 0.1ha 単位で記載する。
注3）参考図書として、「建物被害概況図」を添付する。

指定通知（県 → 市町村）

〇〇第〇〇号
平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

徳島県知事

第一次建築制限区域の指定について（通知）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 84 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区域を指定しましたので通知します。

記

1 建築制限の区域

名称	位置	面積
〇〇地区	〇〇市〇〇町〇〇丁目、〇〇丁目、 〇〇町〇〇丁目	約〇〇 ha
△△地区	△△市△△町△△丁目、△△丁目	約△△ ha

（区域は計画図表示のとおり）

2 建築制限の内容

建築制限区域内においては、建築物の建築（新築、増築、改築及び移転）をしてはならない。

ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

（1）通常管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの

ア 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）

イ 現に農林漁業を営む者のための物置、作業小屋その他これらに類する建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）（床面積 90 m²以下）

（2）非常災害のため必要な応急措置として行うもの

（3）国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行うもの

（4）停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物

（5）工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

（6）その他、区域内の市町村の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事（指定者名）が認める建築物

3 建築制限の期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

このことに係る告示は以下のとおりです。

建築基準法第 84 条第 1 項の規定に基づく建築制限
（平成 年 月 日 徳島県告示第〇〇号）

注）「位置」「面積」の記載方法及び「計画図」については、【建築制限の申出】と同様。

指定告示（県）

徳島県告示第 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 84 条第 1 項の規定により、被災市街地における建築制限区域を次のとおり指定する。^{※1}

平成 年 月 日

（特定行政庁）徳島県知事 ○ ○ ○ ○

1 建築制限の区域

名称	位置
〇〇地区	〇〇市〇〇町〇〇丁目、〇〇丁目及び××町〇〇丁目、並びに〇〇町××丁目
△△地区	△△市△△町△△丁目、△△丁目及び××町△△丁目、並びに△△町××丁目

（区域は計画図表示のとおり）

2 建築制限の内容

建築制限区域内においては、建築物の建築（新築、増築、改築及び移転）をしてはならない。

ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

- （1）通常管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの
 - ア 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）
 - イ 現に農林漁業を営む者のための物置、作業小屋その他これらに類する建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）（床面積 90 m²以下）
- （2）非常災害のため必要な応急措置として行うもの
- （3）国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行うもの
- （4）停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- （5）工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- （6）その他、区域内の市町村の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事（指定者名）が認める建築物

3 建築制限の期間^{※2}

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

○期間延長の場合、以下の表記とする。

※1：～の規定により、被災市街地における建築制限の期限を次のとおり延長する。

※2：延長後の建築制限の期間

指定周知文（県）

被災市街地における建築制限区域の指定について

今回、計画的にまちの復興を進めていくために、大きな被害を受けた地域のうち都市計画事業などによる復興まちづくりが不可欠な地区において、建物の建築制限を行います。

1 建築制限の区域

名称	位置	面積
〇〇地区	〇〇市〇〇町〇〇丁目、〇〇丁目、 〇〇町〇〇丁目	約〇〇 ha
△△地区	△△市△△町△△丁目、△△丁目	約△△ ha

（区域の詳細については、別添「建築制限区域図」をご覧ください。）

2 建築制限の内容

建築制限区域内においては、建築物の建築（新築、増築、改築及び移転）をしてはならない。

ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

- （1）通常管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの
ア 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）
イ 現に農林漁業を営む者のための物置、作業小屋その他これらに類する建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）（床面積 90 m²以下）
- （2）非常災害のため必要な応急措置として行うもの
- （3）国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行うもの
- （4）停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- （5）工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- （6）その他、区域内の市町村の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事（指定者名）が認める建築物

3 建築制限の期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
（なお、更に1か月期間が延長されることがあります。）

このことに係る告示は以下のとおりです。
建築基準法第84条第1項の規定に基づく建築制限
（平成 年 月 日 徳島県告示第〇〇号）

4 建築制限等に関する相談窓口

<県内（徳島市を除く）の建築制限の状況に関すること>

徳島県

TEL :
FAX :
Email :
HP :

<各区域内の建築制限の詳細、今後の復興に関すること>

〇〇市〇〇課〇〇担当

TEL :
FAX :
Email :
HP :

△△市△△課△△担当

TEL :
FAX :
Email :
HP :

建築制限 現地標識

建築制限区域の指定（お知らせ）

周辺地域については、建築基準法第 84 条第 1 項に規定する被災市街地における建築制限が適用になりました。

1 建築制限の区域

周辺地域の制限区域については、「建築制限区域図」をご覧ください。

なお、〇〇市内における周辺地域以外の制限区域に関する情報は、〇〇市のホームページ及び各避難所でご確認いただけます。

また、徳島県内の建築制限の区域に関する情報は、徳島県のホームページ及び各自治体のホームページでご確認いただけます。

2 建築制限の内容

建築制限区域内においては、建築物の建築（新築、増築、改築及び移転）をしてはならない。

ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

（１）通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げるもの

ア 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する付属建築物（階数が２以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）

イ 現に農林漁業を営む者のための物置、作業小屋その他これらに類する建築物（階数が２以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）（床面積 90 m²以下）

（２）非常災害のため必要な応急措置として行うもの

（３）国、都道府県若しくは市町村又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行うもの

（４）停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物

（５）工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

（６）その他、区域内の市町村の意見を聴き、その復興に係る事業の施行に支障がないと知事（指定者名）が認める建築物

3 建築制限の期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

（なお、更に 1 か月期間が延長されることがあります。）

このことに係る告示は以下のとおりです。

建築基準法第 84 条第 1 項の規定に基づく建築制限

（平成 年 月 日 徳島県告示第〇〇号）



建築制限区域図

4 建築制限等に関する相談窓口

＜県内（徳島市を除く）の建築制限の状況に関すること＞

徳島県

TEL :
FAX :
Email :
HP :

＜各区域内の建築制限の詳細、今後の復興に関すること＞

〇〇市〇〇課〇〇担当

TEL :
FAX :
Email :
HP :

△△市△△課△△担当

TEL :
FAX :
Email :
HP :

事前協議（市町 → 県）

	〇〇第〇〇号
平成	年 月 日
徳島県知事 〇〇 〇〇 殿	
	〇〇市（町）長 〇〇 〇〇
被災市街地復興推進地域の都市計画決定について（事前協議）	
このことについて、都市計画法第 19 条第 3 項の協議を行う予定であるが、都市計画決定事務を円滑に処理するため、あらかじめ県の意見を伺います。	

事前協議 回答（県 → 市町）

	〇〇第〇〇号
平成	年 月 日
〇〇市（町）長 〇〇 〇〇 殿	
	徳島県知事 〇〇 〇〇
被災市街地復興推進地域の都市計画決定について（回答）	
平成 年 月 日付け〇〇第〇〇号にて事前協議のありました標記の件について、異存はありませんので、都市計画法第 16 条第 1 項以降の都市計画法に定められる手続を進めてください。	

協議（市町 → 県）

	〇〇第〇〇号
平成	年 月 日
徳島県知事 〇〇 〇〇 殿	
	〇〇市（町）長 〇〇 〇〇
被災市街地復興推進地域の都市計画決定について（協議）	
このことについて、都市計画法第 19 条第 3 項の規定により、協議を申し出ます。	

協議（市町 → 県）事前協議と資料が変わらない場合

	〇〇第〇〇号
平成	年 月 日
徳島県知事 〇〇 〇〇 殿	
	〇〇市（町）長 〇〇 〇〇
被災市街地復興推進地域の都市計画決定の協議申出に係る提出資料について	
このことについて、本申請に係る計画書、総括図、計画図及びその他の提出資料は平成 年 月 日付け〇〇第〇〇号で申請を行った際に提出した資料と変更ありませ ん。	

協議 回答（県 → 市町）

		〇〇第〇〇号
平成 年 月 日		
〇〇市（町）長 〇〇 〇〇 殿		
		徳島県知事 〇〇 〇〇
被災市街地復興推進地域の都市計画決定について		
平成 年 月 日付け〇〇第〇〇号にて協議のありました標記の件について、支障ありません。		
なお、都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示を行った際には、図書の写しを送付してください。		

同意（県）

		〇〇第〇〇号
		〇〇市（町）長 殿
平成 年 月 日付け〇〇第〇〇号で協議のあった被災市街地復興推進地域の都市計画決定については、都市計画法第 19 条第 3 項の規定により、同意します。		
また、都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示を行った際には、図書の写しを送付してください。		
平成 年 月 日		
		徳島県知事 〇〇 〇〇

計画書様式（市町）

〇〇都市計画被災市街地復興推進地域の 決定
変更（〇〇市（町）決定）

都市計画〇〇被災市街地復興推進地域を次のように 決定
変更 する。

名称	〇〇被災市街地復興推進地域
位置	〇〇市〇〇町〇〇丁目、××丁目
面積	約 ha
緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針	〇〇〇〇、〇〇〇〇
被災市街地復興特別措置法第 7 条の規定による制限が行われる期間の満了の日	平成 年 月 日

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

〇〇〇〇、〇〇〇〇

- 注 1） 「位置」は、町丁目または字まで記載する。
- 注 2） 「面積」は、小数点以下第 1 位まで記載する。
- 注 3） 「緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備の方針」は、地域の整備改善の目標、土地利用の方針、公共施設の整備の方針、想定される整備手法等を都市復興基本方針及び都市復興基本計画（骨子案）に基づき適宜記載する。
- 例：「当地区では、土地区画整理事業等の施行により、地域の安全性、利便性に拝領した街路網を構築するとともに、防災性にも配慮した公園を適宜配置し、安全で快適な市街地の形成を図る。」
- 注 4） 「法第 7 条の規定による制限が行われる期間の満了の日」は、被災市街地復興推進地域を定める区域に、例えば、既に土地区画整理事業が都市計画決定されている場合においては、既に〇〇土地区画整理事業に係る都市計画決定の告示が行われているため制限が行われない。」と記載する。
- また、土地区画整理事業が同区域に同時に都市計画決定される場合においては、例えば「××土地区画整理事業に係る都市計画決定の告示の日」と記載する。
- 注 5） 「理由」は、位置、区域等の妥当性についてできるだけわかりやすく説明する。
- 例：「本地域は、〇〇地震により地域内の建物の大部分が倒壊し、早期の復興が必要である。このため、土地区画整理事業を促進し、安全で快適な地域整備を実現するため、本案のように決定する。」